

重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条(準用)第9条に基づき、ご契約者様に対して小規模多機能型居宅介護のサービス提供契約締結に際しご注意いただきたい事項を説明するものです。

1. 事業者の概要

法人名	株式会社 翔栄
法人所在地	〒225-0013 横浜市青葉区荏田町347-1
電話番号	045-716-5944
代表者氏名	代表取締役 黒沢 重慶

2. 事業所の概要

事業所の種類	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		
事業所の目的	契約者がその住み慣れた地域で引き続いて生活するために、介護保険法の趣旨に従い、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせるサービスを提供します。		
事業所の名称	メープル岡沢館		
介護保険事業者番号	1490600200		
事業所の所在地	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町333-1		
電話番号	045-459-5106		
管理者	三浦 学		
計画作成担当者	岡野 美幸		
当事業所の運営方針	事業所の職員は、要介護者及び要支援者の様態や希望に応じ、通いを中心として随時、訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するように努めるものとします。 住み慣れた地域で無理なく生活が継続できるように支援致します。 地域社会とのつながりを大切にし、地域の皆様に信頼される施設運営を致します。		
開設年月	平成25年4月1日		
登録定員	29人	利用定員	泊まり 9人 通い 18人

居室等の概要	当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室となります。また、ベッド等の宿泊用の寝具を設備しております。		
居室・設備の種類	室 数		
宿泊施設	個室	7	室
	その他	2	室
	合計	9	室
居 間			
食 堂			
台 所	1階		
浴 室	入浴用リフトあり		
消 防 設 備	定期点検あり		
そ の 他	洗面所・便所・車椅子用便所・入浴用リフト		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護事業所・予防小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域	横浜市保土ヶ谷区 横浜市西区 横浜市神奈川区
------------	------------------------

営業日	年中無休(一年間を通して営業します)
通いサービス	午前10時～午後4時(基本)
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	午後4時～午前10時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

※通いサービスに関してはご利用者様のご都合に合わせてご希望の時間に利用可能です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者様に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	職員数	職務兼務	職務内容
管理者	1 人	介護職員と兼務	事業内容調整
介護支援専門員	1 人	介護職員と兼務	サービスの調整・相談業務
介護職員	11 人	うち2人上記兼務	日常生活の介護・相談業務
看護職員	1 人	介護職員と兼務	健康チェック等の医務業務

<主な職員の勤務態勢>

従業者の種類	勤務態勢
管理者	勤務時間： 9時 00分 ～ 18時 00分
介護支援専門員	勤務時間： 9時 00分 ～ 18時 00分
介護職員	主な勤務時間： 9時 00分 ～ 18時 00分
	夜間の勤務時間： 17時 00分 ～ 10時 00分
	その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設定します。
看護職員	勤務時間： 8時 30分 ～ 17時 30分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者様に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合＝介護保険の給付の対象となるサービス |
| (2) 利用料金の全額をご契約者様に負担頂く場合＝介護保険の給付の対象とならないサービス |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)*

以下のサービスについては、介護保険給付の対象となるサービスです。

A～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者様と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供（食事代は別）及び食事の介助をします。
- ・食事その他の家事は利用者介護職員が協同で行うことがあります。

・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑤ 送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑥ 注意事項

- ・次の状況の場合は通いサービスが利用できません。

- (1) 当日の利用者様の身体状況が、体温37度以上や感染症感染の疑いがあるとき。
例 インフルエンザ等に感染、医師より安静指示がある時
- (2) 送迎時に家族の立ち会いがない場合（独居の場合は除く）
- (3) 上記(2)のときでどうしても立ち会いできない場合は別途相談とします。

イ 訪問サービス

- ・可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスの提供を行います。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたっては、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ご利用者様もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・原則として午後4時から翌日午前10時までは宿泊サービス時間帯です。
- ・上記時間帯に送迎はおこないません。（上記時間以外の送迎に関しましては別途ご相談下さい。）

<サービス利用料金> （契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

別紙料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります）。

- ◇ 月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態変化等により小規模多機能型居宅介護に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・登録日……ご契約者様が当事業所と利用契約を結んだ日でなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日……ご契約者様と当事業所の利用契約を終了した日

- ◇ ご契約者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。
- ◇ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。

イ 加算

ご契約者様の状態や当事業所の支援体制による料金加算があります。
加算項目、単価については別紙料金表を参照下さい。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービス料金はご契約者様の負担となります。料金については別紙料金表を参照下さい。

<サービスの概要と利用料金>

食事の提供 (食事代)	ご利用者様に提供する食事に要する費用です。
宿泊に要する費用	ご利用者様に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。
通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費	実施地域の方は不要です。但し実施地域以外の方は、実費をいただくことで、別途調整させていただきます。
おむつ代、パット代	実費精算
趣味活動(レクリエーション、クラブ活動)	ご契約者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料代等の実費をいただきます。
複写物の交付	ご契約者は、サービス提供について記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 10円(モノクロ)/1枚

経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変更することがあります。
その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、書面にて通知いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

上記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月27日までにお支払い下さい。
27日が休日の場合は翌営業日までにお支払い下さい。

- ① 口座振替(引落開始まで2~3ヶ月ほど要します。それまでは銀行振込にてお支払い下さい)
- ② 銀行振込
以下の口座へお振込み下さい(手数料はご負担下さい)。
川崎信用金庫 南太田支店 普通口座 0512590
口座名義 株式会社 翔栄 代表取締役 黒沢重慶
- ③ 事業所での現金支払

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)*

- ◇ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ◇ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

- ◇ 前条5、(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5、(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として別途料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調の不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- ◇ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者、職員、関係する他事業者と協議の上で小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況进行评估します。

利用者を伴いテレビ電話装置等を活用して協議を行う場合は、当該利用者等から同意を得て行います。

計画の内容及び評価結果は書面に記載してご契約者に説明の上交付いたします。

6. 苦情の受付について(契約書第19条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受け付け窓口 (常設窓口)	管理者 三浦 学	
	TEL:045-459-5106 FAX:045-459-5107	
	月～金	午前9時00分～午後6時00分
	土、日、祝	午前9時00分～午後5時00分
苦情受け付け窓口 (法人本部)	株式会社 翔栄 統括責任者 岡野 美幸	
	TEL:045-334-7066 FAX:045-334-7810	
	月～金	午前9時00分～午後6時00分
	土、日、祝	午前9時00分～午後5時00分

また、苦情受け付けボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

はまふくコール	月曜～金曜 9:00～17:00
	045-263-8084
保土ヶ谷区高齢支援課	神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
	045-334-6394
西区高齢支援課	神奈川県横浜市西区中央1-5-10
	045-350-8491
神奈川区高齢支援課	神奈川県横浜市神奈川区広台太田町3-8
	045-411-7019
神奈川県国民健康保険団体連合会	神奈川県横浜市西区楠町27番地1
	045-329-3447(直通)

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容について評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催(会議はテレビ電話装置等を活用して行うことがあります。)
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 緊急時等における対応方法

小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は事業所が定めた協力(歯科)医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講じます。主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じ、利用者家族に報告します。

9. 事故発生時の対応

小規模多機能型居宅介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 非常災害発生時についての対応

小規模多機能型居宅介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

横浜市区消防署への届出日	令和6年3月1日
防火管理者	三浦 学
消防用設備	スプリンクラー、自動火災通報装置、誘導灯、消火器

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関等を協力医療機関及びバックアップ施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

松尾医院	所在地	横浜市西区北幸町1-4-1
	電話番号	045-311-4835
吉田歯科医院	所在地	横浜市西区北幸町1-4-1
	電話番号	045-319-3655

※協力医療機関である松尾医院よりの紹介において緊急時等には下記の病院とも連携を図る事が可能となっています。

横浜市立市民病院	所在地	横浜市神奈川区三ツ沢西町1-1
	電話番号	045-316-4580
横浜保土ヶ谷中央病院	所在地	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1
	電話番号	045-331-1251

12. 身体的拘束等についての対応

小規模多機能型居宅介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

<緊急やむを得ない場合の対応>

記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
説明	(事前)当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明いたします。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。 (事後)事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明いたします。
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

13. 虐待の防止についての取組

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めます。

- ◇ 事業所における虐待の防止の為に、対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがあります。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ◇ 事業所における虐待の防止の為に、指針を整備します。
- ◇ 事業所において職員に対し、虐待の防止の為に研修を定期的実施します。
- ◇ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

14. 個人情報の保護

当事業所及び職員は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供及び計画書の作成以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得て行います。

事業所は職員と入退職時に秘密保持契約を交わし、定期的に研修を実施します。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済の場合】

直近の実施年月日 年 月 日

実施評価機関の名称()

評価結果の開示状況()

【未実施】

未実施

16. その他

当事業所は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備します。

- ◇ 採用時研修 採用後3か月以内
- ◇ 継続研修 随時

【説明確認欄】

年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をし、交付しました。

小規模多機能型居宅介護事業所 メープル岡沢館
(説明者 氏名) 三浦 学

私は、事業者から本重要事項の説明・交付を受け指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) (〒 ー)

印

(利用者家族) (〒 ー)

印

上記代理人 (代理人を選任した場合)

(〒 ー)

続柄() 印

メープル岡沢館 料金表

令和6年6月1日版

1 介護報酬分含んだ一月単位の包括費用（利用者負担）

2 級地

10.88 円

項目	1ヶ月当たりの内容・説明・料金					
	内 容	単位数	1割負担金	2割負担金	3割負担金	
① 基本額	利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。	要支援1	3,450 単位	3,754 円	7,508 円	11,261 円
		要支援2	6,972 単位	7,586 円	15,171 円	22,757 円
	※ご負担額は、算定月、サービス利用日数、自己負担割合等により変動致します。 ※提供する食事及び宿泊に係わる費用は別途いただきます。	要介護度1	10,458 単位	11,379 円	22,757 円	34,135 円
		要介護度2	15,370 単位	16,723 円	33,445 円	50,168 円
		要介護度3	22,359 単位	24,327 円	48,653 円	72,980 円
		要介護度4	24,677 単位	26,849 円	53,697 円	80,546 円
		要介護度5	27,209 単位	29,604 円	59,207 円	88,810 円
② 加算	初期加算	初回利用から30日以内	30 単位/日	33 円	66 円	98 円
	※認知症加算	認知症加算Ⅱ	890 単位/月	969 円	1,937 円	2,905 円
		認知症加算Ⅲ	760 単位/月	827 円	1,654 円	2,481 円
		認知症加算Ⅳ	460 単位/月	501 円	1,001 円	1,502 円
	※若年性認知症利用者受入加算	要支援	450 単位/月	490 円	980 円	1,469 円
		65歳未満の対象者のみ	800 単位/月	871 円	1,741 円	2,612 円
	※看護職員配置加算	看護職員配置加算(Ⅰ)	900 単位/月	980 円	1,959 円	2,938 円
	※看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下1日につき	64 単位/日	70 円	140 円	209 円
	※訪問体制強化加算		1,000 単位/月	1,088 円	2,176 円	3,264 円
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		1,200 単位/月	1,306 円	2,612 円	3,917 円
	※生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位/月	109 円	218 円	327 円
	口腔・栄養スクリーニング加算		20 単位/回	22 円	44 円	66 円
	科学的介護推進体制加算		40 単位/回	44 円	87 円	131 円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100 単位/月	109 円	218 円	327 円	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		介護報酬総単位数(①基本額+②加算)×14.6%×10.88				

※印のついている加算については、なし又は対象となる場合に適用となります。

メープル岡沢館 料金表

令和6年6月1日版

2 運営規定で定められたその他の費用

項 目	内 容	金 額
宿泊	泊まり利用時	2,500円/1泊
食事	朝食	450円/回
	昼食	600円/回
	おやつ	200円/回
	夜食	600円/回
その他	おむつ・消耗品・日用品等個人で特定して使用するものは実費となります。	実費
送迎・交通費	実施地域にお住まいの方は無料です。 実施地域を越えた所から実費となります。	自動車使用の場合100円/km または公共交通機関の実費

3 区分限度支給額を超える費用（利用者負担10割分）

項 目	説 明	金 額
区分支給限度額を超過したサービス分	区分支給限度額を超える単位については10割の自己負担となります。	介護報酬の告示上の額と同額とします